旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第３項の規定により公表します。

令和７年４月１６日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　旭川市愛育センター給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア　業務内容

旭川市愛育センターにおける給食用パンの納入

イ　履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市春光２条７丁目２番４１号

旭川市子育て支援部愛育センター

電話　０１６６－５１－３０５９

２　契約を締結した年月日

令和７年４月１日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(1)旭川市台場２条５丁目５－２

社会福祉法人　鷹栖共生会

みらい（Ｍｉｒａｉ）

施設長　寺崎　純人

(2)旭川市末広２条１３丁目６番１７号

あかしあ労働福祉センター授産事業部

代表　森田　忍

４　契約の相手方とした理由

次の要件を満たすものであったため。

(1)地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する福祉関係施設等に該当すること。

(2)発注製品を指定日時までに配達が可能であり、発注内容の変更にも柔軟に対応ができること。

(3)本市が推進している米粉の消費拡大を図るため、米粉パンの納入が可能であること。